

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.027

処 分 名	特別障害者手当の受給資格認定
処 分 の 概 要	20 歳以上の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方が対象です。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、特別障害者手当を支給します。該当しない場合には、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （昭和 39 年法律第 134 号） 第 19 条（第 26 条の 5 において準用） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 （昭和 50 年政令第 207 号） 第 1 条 2 項
審 査 基 準	<p>◎春日部市に住所を有する特別障害者であることが要件となります。</p> <p>(1)「特別障害者」とは、20 歳以上である障害者の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます。</p> <p>(2)申請にあたっては、障害にかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類等により障害の状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略ができます。</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等に入所している ・病院・診療所に継続して 3 か月を超えて入院している <p>※所得制限の限度額以上の方は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15 日（知事との協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaiasha/keizai/tokushou.html

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第 19 条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第 1 条 （略）

2 法第二条第三項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの
- 二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- 三 身体機能の障害等が別表第一各号（第十号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿（たい）を二分の一以上失つたもの
- 七 体幹の機能に座つていない程度以上の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルがー〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 五 体幹の機能に座つていて座つていない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 別表第一の備考と同じ。